

# 経済要録

## 国 内

### ◆日本銀行、「金融機関のコンピューター2000年問題対応にかかるチェックリスト」を発表

日本銀行は、8月19日、「金融機関のコンピューター2000年問題対応にかかるチェックリスト」

を発表した（その内容については『日本銀行月報』1997年9月号「金融機関のコンピューター2000年問題対応にかかるチェックリスト」を参照）。

## ◆現行金利一覧 (9月16日現在) (単位 年%)

|   | 金 利   | 実施時期( )内<br>前回水準 |
|---|-------|------------------|
| 公定歩合  |       |                  |
| ・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合 | 0.5   | 7.9. 8 (1.00)    |
| ・その他のものを担保とする貸付利子歩合                               | 0.75  | 7.9. 8 (1.25)    |
| 短期プライムレート   | 1.625 | 7. 9.14 (2.0)    |
| 長期プライムレート   | 2.5   | 9. 9.10 (2.7)    |
| 政府系金融機関の貸付基準金利                                    |       |                  |
| ・日本開発銀行   | 2.50  | 9. 9.10 (2.7)    |
| ・中小企業金融公庫、国民金融公庫                                  | 2.50  | 9. 9.10 (2.7)    |
| ・住宅金融公庫   | 3.00  | 9. 9.16 (3.10)   |
| 資金運用部預託金利 (期間3年~5年)                               | 2.20  | 9. 9.10 (2.40)   |
| (期間5年~7年)   | 2.35  | 9. 9.10 (2.55)   |
| (期間7年以上)  | 2.50  | 9. 9.10 (2.70)   |

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

## ◆公社債発行条件 (9月16日現在)

|             |   | 発 行 条 件   | 改定前発行条件                                    |
|-------------|---|---|--|
| 国 債 (10年)   | 応募者利回り(%)<br>表面利率(%)<br>発行価格(円)           | 〈9月債〉<br><u>2.249</u><br><u>2.3</u><br><u>100.41</u>  | 〈8月債〉<br>2.422<br>2.5<br>100.62            |
| 割引国債(5年)    | 応募者利回り(%)<br>同税引後(%)<br>発行価格(円)           | 〈9月債〉<br><u>1.626</u><br><u>1.321</u><br><u>92.25</u> | 〈7月債〉<br>1.904<br>1.545<br>91.00           |
| 政府短期証券(60日) | 応募者利回り(%)<br>割引率(%)<br>発行価格(円)            | 〈7月9月13日発行分～〉<br>0.374<br>0.375<br>99.9384            | 〈7月31日発行分～〉<br>0.625<br>0.625<br>99.8973   |
| 政府保証債(10年)  | 応募者利回り(%)<br>表面利率(%)<br>発行価格(円)           | 〈9月債〉<br><u>2.361</u><br><u>2.3</u><br>99.50          | 〈8月債〉<br>2.562<br>2.5<br>99.50             |
| 公募地方債(10年)  | 応募者利回り(%)<br>表面利率(%)<br>発行価格(円)           | 〈9月債〉<br><u>2.374</u><br><u>2.3</u><br>99.40          | 〈8月債〉<br>2.575<br>2.5<br>99.40             |
| 利付金融債(3年物)  | 応募者利回り(%)<br>表面利率(%)<br>発行価格(円)           | 〈9月債〉<br><u>1.000</u><br><u>1.0</u><br>100.00         | 〈8月債〉<br>1.100<br>1.1<br>100.00            |
| 利付金融債(5年物)  | 応募者利回り(%)<br>表面利率(%)<br>発行価格(円)           | 〈9月債〉<br><u>1.600</u><br><u>1.6</u><br>100.00         | 〈8月債〉<br>1.800<br>1.8<br>100.00            |
| 割引金融債       | 応募者利回り(%)<br>同税引後(%)<br>割引率(%)<br>発行価格(円) | 〈9月後半債〉<br>0.401<br>0.331<br>0.39<br>99.61            | 〈9月前半債〉<br>0.401<br>0.331<br>0.39<br>99.61 |

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆米国連邦準備制度（F R B）および連邦公開市場委員会（F O M C）、7月1・2両日開催の同委員会議事録を公開

8月21日、米国連邦準備制度および連邦公開市場委員会は、7月1・2の両日開催された同委員会の議事録を公開した。その主な内容は、以下のとおり（注）。

（注）なお、同議事録中、7月22日、23日に行われた「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づく、経済見通しおよび金融政策運営等に関する議会証言および議会への提出報告書の内容については、『日銀月報』9月号「経済要録」を参照。

#### （結論）

現状の金融政策スタンスの維持を決定。また、次回開催日までの政策変更の余地としては、準備ポジションに対してきつめの圧力をかけることがあり得る、とすることで一致。

#### （議論の要点）

（1）米国経済は、96年末から97年初めにかけて急拡大した後、第2四半期には、拡大テンポが明確に鈍化した。先行きについては、今後98年にかけて、経済活動はその潜在能力程度にまで落ち着いた上で、成長の持続が見込まれる。こうした拡大テンポの鈍化をもたらす主たる要因は、既に近年、相当ストックが積み上がっている家計の耐久消費財や企業の工場および機械設備に対する

需要が、今後徐々に鈍化するとみられるこ  
とである。しかしながら、現在の景気の力  
強い拡大基調、良好な金融環境および経済  
に大きなインバランスがみられないことを  
考慮すると、現状想定しているより速いテン  
ポで景気が拡大するリスクがある。

（2）物価は、資源の利用率が持続可能な水準な  
いし幾分それを上回る水準にあるにも拘ら  
ず、引き続き落ち着いており、幾つかの物  
価指標では下落さえみられている。また、  
今までのところ川上段階での物価や賃金  
についてインフレ圧力の高まりを示す証左  
を見出すことすら難しい。これまでの物価  
安定には、ドル高による輸入物価の低下や  
医療コストの削減、更には企業のリストラ  
や既往の情報化関連投資に伴う生産性向上  
によるコスト削減、労働者の職確保に対する  
不安に基づく賃金抑制、内外における企  
業間競争の激化といったさまざまな要因が  
寄与しているとみられる。もっとも、これ  
までの予想外の良好な推移の背景について  
完全には解明されていない上、幾つかの一  
時的要因が物価抑制に寄与してきたともみ  
られること、更には既に資源の利用率が高  
水準にあり、先行きも堅調な景気の拡大が  
見込まれることを考慮すると、今後インフ  
レ率が上昇してくる可能性はある。但し、  
何れにしても、予想される景気見通しの下  
で、インフレ率が高まるのか、またその時

期はいつかという点について、明確な結論を出すことは時期尚早である。

(3) 当面の政策運営については、現状の金融政策を維持することで最終的に全ての委員が同意した。こうした政策対応は、現状、インフレが落ち着いており、また先行き景気が経済の潜在成長率程度まで落ち着いてくるとみられる中にあっては、適切とされた。すなわち、予想される景気の鈍化によって、資源の利用率は現状より上昇することは回避されるとみられ、かつ現状、重大なインフレ圧力がみられない下にあっては、現時点では政策変更を見送り、情勢を注視する政策スタンスが望ましいとされた。また、現時点での政策変更見送りは、現状の金融政策スタンスが過度に成長促進的でないことからみても、これに伴うリスクは限定的とみられ、かつ懸念されるインフレが顕現化したとしても、ごく緩やかなものとみられることから、その時点での比較的限定的な政策対応で対処可能とされた。

何人かの委員は、予想以上に景気が鈍化しない限りは、近い将来、金融引き締めが必要であるとし、またある委員はインフレ圧力を抑制する必要性から即時の引き締めが望ましいとしたが、最終的には政策変更を見送るとの判断に同意した。

次回会合までの政策変更の余地については、先行きのリスクは過大な需要がインフレ圧力を高めることにあることから、全ての委員が現状の引き締めバイアスを維持することに同意した。

## ◆韓国政府、「金融市场安定と対外信認度向上対策」を発表

韓国政府は、8月25日、「金融市场安定と対外信認度向上対策」を発表した。主な内容は以下の通り。

- ① 第一銀行および総合金融会社への韓国銀行による特別融資の実施
- ② 不良債権整理基金の資金規模の増額(1.5兆ウォン→3.5兆ウォン)
- ③ 金融機関による担保不動産の売却、および金融機関に対する債務返済のための企業による不動産売却に対するキャピタルゲイン課税の免除
- ④ 政府による同国金融機関の対外債務の支払保証
- ⑤ 上場株式に関する外国人投資比率上限の引き上げ(23%→26%)

## ◆タイ支援国会合にて同国向け公的支援パッケージに合意

8月11日、IMF主催のタイ支援国会合が開催され、同国に対する公的支援パッケージが合意に達した。タイのタノン蔵相は同13日、合意文書に調印した。

## ◆タイ中央銀行、1997年実質GDP成長率見通しを下方修正

タイ中央銀行は、8月21日、1997年の実質成長率見通しを、前年比+2.5~3.0%に下方修正した(1997年実質GDP成長率見通し<前年比>:1996年12月時点+7.1%→1997年2月時

点+6.8%→5月12日時点+6.0%→5月27日時点+5.9%→今回+2.5~3.0%)。

### ◆マレーシア政府、外国人に対する不動産購入税を撤廃

マレーシア政府は、8月28日、外国人による25万リンギ以上の不動産購入に対する不動産取得税（10万リンギ）の課税を撤廃した。

### ◆マレーシア当局、株式取引制度を変更

マレーシアでは、株式取引に関し、以下の一連の制度変更を行った。

- ① クアラルンプール証券取引所は、8月28日、K L S E 総合指数の採用銘柄（100銘柄）について、「カラ売り」を禁止した（その後、9月5日付で同規制は撤廃された）。
- ② 政府は、9月1日、企業の自社株買いを認可。
- ③ 政府は、9月3日、同国投資家から市場価格を上回る価格で株式を買取るための基金（資金規模600億リンギ）を設立すると発表した。

### ◆インドネシア中央銀行、為替変動許容幅を廃止

インドネシア中央銀行は、8月14日、為替変動許容幅の公表を取り止める旨発表し、ルピアは事実上、完全変動相場制へ移行した。

### ◆インドネシア中央銀行、先渡予約取引制限を導入

インドネシア中央銀行は、8月31日、国内銀行による非居住者向けの外貨売りルピア買いの先渡取引の残高上限を1顧客につき国内銀行1行当り最大500万米ドルとし、8月29日に遡って実施すると発表した。

### ◆インドネシア政府、経済健全化策を発表

インドネシア政府は、9月3日、10項目に亘る経済健全化策を発表した。

- ① 経済発展のモメンタムを維持するため、様々な経済部門間の同調性（synchronization）を高める
- ② 市中金利の段階的引き下げ
- ③ 歳出削減
- ④ 政府プロジェクトの延期
- ⑤ 優先度の低い民間プロジェクトへの延期要請
- ⑥ 輸出関税の削減、および輸入抑制のための奢侈品引き上げ
- ⑦ 国営企業プロジェクトの見直し
- ⑧ 大蔵省と中央銀行による、
  - a) 支払能力があり、一時的に流動性が不足する銀行への支援
  - b) 支払能力がない銀行の合併・吸収促進
- ⑨ 株式公開時における外国人投資家の株式取得比率制限（現行、最大49%）を廃止（9月5日、上場後の株式についても金融機関を除き制限を撤廃）
- ⑩ 全ての関係機関は主要品目の保護と価格安定に協力する

## ◆オーストラリア連邦政府、金融制度改革の政府案を発表

オーストラリア連邦政府は、9月2日、金融制度改革案を発表した。主な内容は以下の通り。

- ① オーストラリア準備銀行は、金融政策の実施および金融システム全体の安定、決済システムの規制に対する責任を負う。金融システムを効率的かつ競争的なものとすべく、決済システム委員会を同準備銀行内に設置する。
- ② 銀行、保険会社、年金基金などの規制・監督権限を新設する金融監督庁（A P R A : Australian Prudential Regulation Authority）に一元化する。

- ③ 市場の健全性確保および消費者保護のため、企業・金融サービス委員会（A C F S C : Australian Corporations and Financial Services Commission）を設置する。
- ④ 金融当局協議会（a Council of Financial Regulators）を新設し、準備銀行およびA P R A、A C F S C の間の緊密な協力関係を維持する。
- ⑤ 金融危機の処理は金融監督庁とオーストラリア準備銀行が協力して行う。その際、準備銀行は必要な流動性を供給する。
- ⑥ 決済システムへの参入規制や預金業務規制の緩和などにより、金融機関の効率性向上、競争促進を図る。